



大型連休 (GW) 中の診療体制について



今年のゴールデンウィークは「天皇の即位の日および即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」（即位 10 連休法）の成立により、暦通りの場合、当院の診療が 10 日連続で休診となります。しかしながら、長期の休診は地域医療、救急医療への影響も大きいいため、当院では、下記日程表により、4 月 27 日（土）及び 4 月 30 日（火）、5 月 2 日（木）の 3 日間を開院し、平常通りの診療を行います。

4 月 27 日 (土)	4 月 28 日 (日)	4 月 29 日 (月) 昭和の日	4 月 30 日 (火)	5 月 1 日 (水) 天皇即位の日
通常診療	休日診療体制	休日診療体制	通常診療	休日診療体制

5 月 2 日 (木) 国民の休日	5 月 3 日 (金) 憲法記念日	5 月 4 日 (土) みどりの日	5 月 5 日 (日) こどもの日	5 月 6 日 (月) (振替休日)
通常診療	休日診療体制	休日診療体制	休日診療体制	休日診療体制

※**休日診療体制**の病院バスの運行については、**日曜・祝日対応**となります。ご注意ください。



特定医療法人寿栄会 有馬高原病院 病院長